

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	65歳継続雇用推進費	事業開始年度	平成4年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局 高齢・障害者雇用対策部	担当課室	高齢者雇用事業室	高齢者雇用事業室長		
会計区分	一般会計	上位政策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること。			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条	関係する計画、通知等	高年齢者等職業安定対策基本方針 (平成21年4月1日厚生労働省告示第252号) 高年齢者雇用確保措置の推進等に係る指導について (職業安定局長通達 平成12.9.29 職発第583号 最終改正平成22.4.1)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	65歳までの安定した雇用の確保に向けて、定年の引上げ、継続雇用制度の導入・改善等への指導、援助を強力に推進し、60歳代前半層の雇用の安定を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	意欲と能力のある限り、いくつになっても働ける社会を実現するため、高年齢者雇用安定法第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じる義務の履行等のため、安定所等において、事業主指導を実施する。 また、法律の義務を超えて、希望者全員が65歳まで働ける企業、「70歳まで働ける企業」の普及を図るため、安定所等において、事業主を訪問し、制度の普及に向けた助言・指導等を行う。(高年齢者等職業安定対策基本方針において、平成22年度末を目処に、希望者全員が65歳まで働ける企業を50%、「70歳まで働ける企業」を20%とする目標を定めている)					
実施状況	高年齢者雇用確保措置導入企業:95.6%(平成21年6月1日時点) 希望者全員が65歳まで働ける企業:44.6%(平成21年6月1日時点) 「70歳まで働ける企業」:16.3%(平成21年6月1日時点)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	31	26	13	14	17
	執行額	27	20	6		
	執行率	87.1%	76.9%	46.2%		
	総事業費(執行ベース)	27	20	6		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	事業の実施結果(高年齢者雇用確保措置の導入状況等)については、高年齢者雇用状況報告により把握している。				
	見直しの余地	高年齢者雇用確保措置の導入状況や、希望者全員が65歳まで働ける企業、「70歳まで働ける企業」の普及状況等を勘案し、必要な指導件数等から予算額を計上している。				
予算監視の・効率化	一部改善(執行状況を予算要求に反映) * 補記参照 毎年度恒常的に不要が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
補記	平成23年度要求においては、集団指導の効率化による削減を行っているところであるが、指導強化のため増額となっているところ					

厚生労働省
6百万円

【予算示達】

A: 都道府県労働局
6百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
高年齢者等雇用安定促進業務旅費	個別企指導等	3			
その他(事務費)	パンフレット等印刷経費	2			
計		5	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)